

公共的団体について

R2.2.18 行政経営課

平成 29 年 10 月の使用料見直しに合わせて実施した、各施設の設置条例施行規則の改正により、減免規定が統一されました。

昨年度には、第 2 項で規定している「ボランティア団体」の取り扱いについて、このWG会議において議論した経過がありますが、今回は補助対象事業との関連で、「公共的団体」について整理するものです。

1 規則条文

(1) 本市が事業支援する、社会教育に係る団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。

2 公共的団体とは

(1) 最近の解釈

「公共的団体」とは、公共的な活動を営むものであれば足り、法人であるか否かは問わない。

なお、地方自治法第 157 条に規定する普通地方公共団体の長が指揮監督することができる「公共的団体等」については、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の構成社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を行うものはすべてここに含まれ、法人たると否とを問わないとされている（S24.2.7 行政実例等）。【H18.9.15 総務省自治行政局市町村課長発出「住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する質疑応答集について」より抜粋】

(2) 地方自治法

第 157 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、

当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ及び実地について事務を視察することができる。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

3 公共的団体の例

総務企画	自治会連合会、明るい選挙推進協議会、交通安全協会、防犯協会、など
福祉	社会福祉協議会、遺族会、婦人会、シルバー人材センター、手をつなぐ育成会、民生委員・児童委員協議会、青少年指導員協議会、老人クラブ連合会、母子寡婦福祉会、人権擁護委員会、放課後児童クラブ、保護司会、など
産業	商工会議所、森林組合、観光協会、JA、猟友会、食生活改善推進団体、土地改良区、農業者連絡協議会、農業生産組合、など
教育	PTA 連絡協議会、青年団、体育協会、体育指導員協会、文化関係団体協会、スポーツ少年団、など
消防	消防団